

国立大学法人琉球大学における琉球大学医学部附属病院の  
業務の監督に関する申合せ

〔令和元年7月31日〕  
役員会決定

(趣旨)

**第1条** この申合せは、医療法（昭和23年法律第205号）第19条の2第3号及び国立大学法人琉球大学役員会規程第9条の規定に基づき、琉球大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における高度な医療安全管理体制を確立するため、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における附属病院の業務の監督に関し必要な事項を定める。

(監督機関)

**第2条** 附属病院の業務の監督は、役員会が行う。

(監督内容)

**第3条** 役員会は、次に掲げる事項について審議し、又は報告を受け、附属病院の業務を監督する。

- (1) 附属病院の運営方針の策定及び達成状況に関すること。
- (2) 附属病院の中期計画及び年度計画の策定及び達成状況に関すること。
- (3) 附属病院の予算の作成及び執行状況並びに決算に関すること。
- (4) 附属病院の稼働状況に関すること。
- (5) 医療法第25条第1項及び第3項の規定に基づく立入検査及び病院機能評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、附属病院の業務を監督するために必要な事項

(ワーキング・グループ)

**第4条** 学長は、附属病院の業務の監督に当たって、必要な調査及び検討を行わせるため、役員会の下に、ワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループの構成員には、必要に応じて、外部有識者を含むものとする。
- 3 ワーキング・グループは、学長に対し、調査及び検討の結果について報告するものとする。
- 4 ワーキング・グループの庶務は、医学部事務部の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(附属病院の業務に関する是正措置等)

**第5条** 学長は、前条第3項の規定によるワーキング・グループからの報告を踏まえて、必要があると認めるときは、役員会の議を経て、附属病院の業務に関し必要な是正措置を命ずるものとする。

2 学長は、前条第3項の規定によるワーキング・グループからの報告を踏まえて、国立大学法人琉球大学医学部附属病院長選考等規程第12条第1項又は第2項に規定する事由に該当するおそれがあると認めるときは、同条第3項の規定に基づき、琉球大学医学部附属病院長候補者選考会議に意見を求めるものとする。

(利益相反防止のための措置)

**第6条** 学長は、利益相反を防止するために必要があると認めるときは、附属病院の業務の監督に関する役員会の審議に、附属病院長である理事を参加させないものとする。

(雑則)

**第7条** この申合せに定めるもののほか、附属病院の業務の監督に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、令和元年7月31日から実施する。